

瀬戸市訓令第1号

本 庁
公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年2月7日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第2（第5条、第6条関係） 1から7まで <省略> 8 消防本部						別表第2（第5条、第6条関係） 1から7まで <省略> 8 消防本部					
主務課 の区分	決裁区分	副 市長	主務部長	主務課 長	備 考	主務課 の区分	決裁区分	副 市長	主務部長	主務課 長	備 考
	専決事項						専決事項				
消防課	たき火又は 喫煙の制限		消防法第2 3条（昭和 23年法律 第186 号）の規定 によるたき 火又は喫煙 の制限			消防課	たき火又は 喫煙の制限		消防法第2 3条の規定 によるたき 火又は喫煙 の制限		
	危険物		①消防法第 11条第 1項の規 定による 製造所等 の設置等 の許可				危険物		①消防法 （昭和2 3年法律 第186 号）第1 1条第1 項の規定		

		②から⑮まで <省略>				による製造所等の設置等の許可 ②から⑮まで <省略>		
<省略>		<省略>			<省略>	<省略>		
煙火消費許可		<省略>			煙火消費許可	<省略>		
液化石油ガスの報告の徴収等		①液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）第82条第1項の規定による報告の徴収 ②液石法第83条第3項の規定による収去	液石法第82条第1項の規定による報告に関すること					

この訓令は、訓令を発した日から施行する。